

総務財政委員会 令和2年5月12日
区民部 資料3番
所管 課税課

新規温泉施設（鉱泉浴場）の入湯税について

1 入湯税の徴収について

羽田空港跡地第2ゾーンに整備中の複合施設において、新たに温泉施設（鉱泉浴場）が開設されることとなった。

同施設の利用者から特別徴収の方法により、入湯税を徴収する。

2 温泉施設の概要（ホテルのホームページから）

- 温泉施設は、約 2000 m²で同時に開業するホテルの最上階に位置する。
- 源泉は、羽田空港の地下から汲み上げた天然温泉（鉱泉）である。
- 浴場は、露天風呂3種（通常温泉、寝ころび湯、あつ湯）及び内湯5種（天然温泉、高濃度炭酸泉、ジェットバス、日替わり湯、水風呂）となっている。
- 温泉施設は、浴場の他、4つの岩盤浴、2種のサウナ、アカスリ・マッサージ、お休み処、ドリンクコーナーを備えている。

【参考】ホテルの規模（客室数）

- ヴィラフォンテーヌ プレミア 羽田空港…………… 160室
- ヴィラフォンテーヌ グランド 羽田空港…………… 1,557室

3 入湯税について

入湯税は、鉱泉浴場での入湯行為に対し、入湯客に入湯税を課税する。納税義務者は、入湯客となる。

徴収方法は、特別徴収で、浴場施設の経営者を特別徴収義務者に指定し、入湯客から利用料金を徴する際に入湯税を徴収して区に納入する形となる。

【参考】大田区特別区税条例

（入湯税の納税義務者等）

第59条 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第60条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 専ら日帰り客の利用に供される施設に規則で定める利用料金以下で入湯する者